

平成 24 年（ワ）第 213 号、同 25 年（ワ）第 131 号、同第 252 号、同 26 年第 101 号、同 27 年（ワ）第 34 号損害賠償請求事件

原告 早川篤雄 外 5 8 5 名

被告 東京電力ホールディングス株式会社

準 備 書 面（135）

2017（平成29）年6月15日付「訴えの変更申立書」と題する書面について

平成29年6月21日

福島地方裁判所いわき支部合議1係 御中

被告訴訟代理人 弁護士

田 中

清



同

青 木

丈

介



同

土 屋

賢

司



同

小 谷

健 太 郎



同

川 見

唯

史



同

前 田

琢

治



被告は、原告作成に係る2017(平成29)年6月15日付け「訴えの変更申立書」と題する書面(以下「本件書面」という。)に対し、次のとおり答弁する。

第1 本件書面第1について

変更された請求の趣旨について

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する
 - 2 訴訟費用は、原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本件書面第2について

争う。

以上